

宮崎県公報

令和3年4月26日(月曜日) 第 200号

発 行 **宮 崎 県**

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 44,400円

目 次

頁

○林業用種苗生産事業者の登録・・・・・・・・・・・(森林経営課) 1

公 告

○宮崎県労働委員会委員の推薦手続………(雇用労働政策課)2

○民有林の保安林の指定···········(自然環境課) 1 ○県営土地改良事業計画の策定··········(″) 5

<u> </u>

隷

宮崎県告示第 363号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指 定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和3年4月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事 業 所	指 定 障 害 福 祉 サービス事業所		指 定 障 害 福 祉 サービス事業者		指 定	サービスの	D
番号	名称	所 在 地	名称	主たる事務 所の所在地	年月日	種	須
4510800214	生活介護事業所もあい	西都市小野崎2丁 目56	一般社団法人もあい	宮崎市清武町池田 台36番地7	令和3年5月1日	生活介護	

宮崎県告示第 364号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により 、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和3年4月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字熊ノ谷5981-1、5983、5984、5985-1、5987-1、5989-1、5990、5995、5997、5998-1、5998-2、5999-1、5999-2、6000、6002、字向尾立6156、6157、6160、6181、6193、6194-2、6200、6201、6205、6209、6210、6213
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林 部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備 え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 365号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和3年4月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録	生産事業者の氏名	生産事業の内容		事業所の名称
番号	又は名称及び住所	種穂	苗木	及び所在地
1389	沖田 勇二 東臼杵郡美郷町北 郷宇納間3425番地	採取	幼苗の育 成、幼苗 以外の苗 木の育成	沖田 勇二 東臼杵郡美郷町北 郷宇納間3425番地
1390	田島 薫 宮崎市太田1丁目 3番41号サンシティルネッサンス12 02号	採取	幼苗の育 成、幼苗 以外の苗 木の育成	田島 薫 宮崎市太田1丁目 3番41号サンシティルネッサンス12 02号

公

第43期宮崎県労働委員会委員の任期が令和3年8月19日をもって満了することに伴い、労働組合法(昭和24年法律第174号)第19条の12第3項及び労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定により第44期委員を任命するので、使用者団体及び労働組合に委員の候補者の推薦を求める。

令和3年4月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 任命する委員の数 使用者委員 5人 労働者委員 5人
- 2 推薦できるものの資格
- (1) 使用者委員の候補者を推薦する資格のあるものは、宮崎県の 区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主 な目的であるか、又は業務の主要な部分である使用者団体であ ること。
- (2) 労働者委員の候補者を推薦する資格のあるものは、宮崎県の 区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条 第2項の規定に適合する旨の宮崎県労働委員会の資格認証を得 た労働組合であること。
- 3 推薦される候補者の資格等

労働組合法第19条の12第6項において準用する同法第19条の4 第1項の規定に該当しないこと。

なお、国家公務員法(昭和22年法律第 120号)第 104条、地方 公務員法(昭和25年法律第 261号)第38条、国会法(昭和22年法 律第79号)第39条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第 162号)第6条等の法令により兼職の制限又は禁 止の規定のあることに注意すること。

- 4 推薦する委員の候補者数 候補者の数は、制限しない。
- 5 推薦期間 令和3年5月6日(木曜日)から令和3年6月16日(水曜日)
- 6 推薦の方法

まで

- (1) 使用者委員の候補者を推薦しようとする使用者団体は、次の書類を提出すること。
 - ア 推薦書(別記様式第1号) 1部
 - イ 推薦する使用者団体の規約又は定款の写し 1部
 - ウ 被推薦者の履歴書 1部
 - エ 委員候補者調書(別記様式第2号) 1部
- (2) 労働者委員の候補者を推薦しようとする労働組合は、次の書類を提出すること。
 - ア 推薦書(別記様式第1号) 1部
 - イ 労働組合法施行令第21条第3項の宮崎県労働委員会の証明 書(証明書の発行に係る手続については事前に宮崎県労働委 員会事務局に確認すること。) 1部
 - ウ 被推薦者の履歴書(労働組合歴及び一般職歴を記載すること。) 1 部
 - ェ 委員候補者調書(別記様式第2号) 1部
- 7 推薦書類の提出先

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課、宮崎県日南県税・総務 事務所、宮崎県都城県税・総務事務所又は宮崎県延岡県税・総務 事務所に提出すること。

様式第1号

推薦書

年 月 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣 殿

所在地 団体名 代表者氏名

(FI)

第44期宮崎県労働委員会の使用者(労働者)委員の候補者とし て、次の者を推薦します。

(ふり	がな)	年 齢	所 属 団 体 名 備 考
氏	名	中 甲	及びその地位

添付書類

- 1 委員候補者の履歴書
- 2 委員候補者調書(別記様式第2号)
- 3 規約又は定款の写し (使用者委員候補者推薦の場合)
- 4 宮崎県労働委員会の資格証明書の写し(労働者委員候補者 推薦の場合)

様式第2号

委 員 候 補 者 調 書

欠格条項について

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行 を受けることがなくなるまでの者

私は、上記のいずれにも該当しておりません。

委員就任内諾について

私は、第44期宮崎県労働委員会使用者(労働者)委員に任命 されたときは就任することを内諾いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

(FI)

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第30条第2項の規定により、 、飫肥酒谷土地改良区 (日南市) から令和3年3月24日付けで申請 のあった定款の変更を認可した。

令和3年4月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第30条第2項の規定により 、鹿野田土地改良区(西都市)から令和3年3月19日付けで申請の あった定款の変更を認可した。

令和3年4月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第87条第1項の規定により、中地区県営土地改良事業(宮崎市、ため池等整備事業)に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 縦覧に供する書類 策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間 令和3年4月26日から令和3年5月28日まで
- 3 縦覧場所 宮崎市役所農村整備課内
- 4 その他

この公告に係る土地改良事業計画(以下「この計画」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算 して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができ る。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。